

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	出産育児一時金の直接払制度支払業務委託及び再委託について
--------	------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託、再委託）

（担当部課：健康部 医療保険年金課 国保給付係）

事業の概要

事業名	国民健康保険
担当課	健康部 医療保険年金課
目的	出産育児一時金の給付
対象者	平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に係る出産育児一時金等の受給権を有する被保険者等
事業内容	<p>国民健康保険被保険者が出産した場合に、出産育児一時金を給付する。</p> <p>平成21年10月1日の出産から、出産育児一時金の支払方法が変更になり、被保険者の出産に伴い、世帯主からの請求により出産育児一時金を支給していたが、医療機関等に支払う出産費用に出産育児一時金を充てることができるようになり、被保険者の同意により保険者から医療機関等へ直接支払われることとなった。それに伴い支払事務を東京都国民健康保険団体連合会へ委託する。</p> <p>また、委託を受けた東京都国民健康保険団体連合会は、この業務委託に係る出産育児一時金等支払事務に関するデータ入力業務について外部業者に再委託する。</p>

別紙(業務委託等)

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
(第14条第1項)・・・報告事項

件名 出産育児一時金の直接支払制度支払業務の委託について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険
委託先	東京都国民健康保険団体連合会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に収集させる項目》 保険者名、保険者番号、被保険者記号番号、氏名、生年月日、出産年月日、死産有無、出産数、入院日数、産科医療補償制度加入の有無、入院料、室料差額、分娩介助料、分娩料、新生児管理保育料、検査・薬剤料、処置・手数料、一部負担金等、妊婦合計負担額、代理受取額、医療機関名称、医療機関所在地、医療機関コード、分娩機関管理番号
処理させる情報項目の記録媒体	出産育児一時金等代理申請・受取請求書(紙)、請求書内容の光ディスク等媒体
委託理由	「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱(厚生労働省)の第2による。
委託の内容	医療機関等からの専用請求書及び被保険者からの被保険者の直接支払に係る同意文書に基づき、東京都国民健康保険団体連合会(以下、国保連という。)へ請求された出産育児一時金等代理受取額を国保連が医療機関等に支払う。
委託の開始時期及び期限	審議会承認後の平成21年11月末以降
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 個人情報保護に係る規程により、個人情報の保護を図る。 2 「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程」を厳守する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の原則禁止)

- 6 乙は、この契約による業務を第三者に委託（以下、再委託という。）してはならない。ただし、業務の一部についてやむを得ず再委託する必要がある、あらかじめ、甲の承諾を得た場合に限り、再委託することができる。

この場合、乙は、再委託先の業務委託を禁止するなど、個人情報の保護に関して必要な措置をとらなければならない。

甲は、必要に応じて、乙の立会いのもとに再委託先に立入調査し、個人情報の保護に関して必要な指示ができるものとする。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

件名 出産育児一時金の直接支払制度支払業務委託における電算処理の再委託について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険
委託先	東京都国民健康保険団体連合会 再委託先：株式会社電算、株式会社インフォメーション・ディベロプメント
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《再委託先に提供する項目》 保険者名、保険者番号、被保険者記号番号、氏名、生年月日、出産年月日、死産有無、出産数、入院日数、産科医療補償制度加入の有無、入院料、室料差額、分娩介助料、分娩料、新生児管理保育料、検査・薬剤料、処置・手数料、一部負担金等、妊婦合計負担額、代理受取額、医療機関名称、医療機関所在地、医療機関コード、分娩機関管理番号
処理させる情報項目の記録媒体	出産育児一時金等代理申請・受取請求書(紙)、請求書内容の光ディスク等媒体
再委託理由	委託先の東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という)では、出産育児一時金の直接支払制度支払業務を処理するにあたり、約800保険者分の処理をする。その支払業務委託処理を迅速かつ効率的に行うため、紙媒体により提供を受けた請求書等の入力業務に限り、第三者に委託するものである。
再委託の内容	国保連に提出された、医療機関等から請求された出産育児一時金等代理受取請求書(紙媒体)の内容のデータ入力
委託の開始時期及び期限	審議会承認後の平成21年11月末以降処理
委託にあたり区が行う情報保護対策	区と国保連との委託の際の「特記事項」に、再委託先に対し個人情報保護に関して必要な措置を講ずべきことを付加する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程」を厳守する。 2 再委託先は、プライバシーマークを取得済。